

ばならない。

3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

第三章 公庫等の基金

(政府の出資) 第十条 政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、次条第一項各号に掲げる基金に充てるものとして、次の各号に掲げる法人(以下「公庫等」という。)に対し、それぞれ当該各号に掲げる金額を出資するものとする。

一 農林漁業金融公庫

六十五億円

二 中小企業信用保険公庫

六十五億円

三 日本輸出入銀行

五十億円

四 日本貿易振興会

二十億円

五 日本労働協会

十五億円

(基金の設置)

第十二条 公庫等は、前条の規定により出資を受けたときは、その出資を受けた金額を、それぞれ次の各号に掲げる基金に充てなければならぬ。

一 農林漁業金融公庫

は、國の直接又は間接の補助の対象とならない農地の改良又は造成に係る事業に対しても同公庫が行う貸付に係る利子の軽減に充てる財源をその運用によつて得るための非補助小団地等土地

二 中小企業信用保険公庫にあつては、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合においては、その繰替使用中の金額を控除した

て、その損失をうるための保険

準備基金

東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの間において、将来当該機構の出資に振り替えることができる性質の国際的協力により投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金

日本輸出入銀行にあつては、

日本輸出入銀行による組入金の額

日本輸出入銀行にあつては、

日本輸出入銀行による組入金の額

金額) を下らない金額を、資金運用部に預託して管理しなければならない。

一 農林漁業金融公庫にあつては、第十条第一号の規定による出資額に相当する金額(同条第二項の規定により使用した金額があるときは、その金額を控除した金額)を加算した金額

二 中小企業信用保険公庫にあつては、第十条第二号の規定による出資額に相当する金額(第十五条第一項ただし書の規定により保険準備基金を取りくずした場合には、その取りくずした金額)を控除した金額

三 日本輸出入銀行にあつては、組入金があるときは、その金額を控除した金額

四 日本貿易振興会にあつては、開発協力基金に係る経理については、政令で定めるところにより一般の経理と区分して整理しなければならない。

五 日本労働協会にあつては、同協会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

六 日本輸出入銀行にあつては、第十条第三号の規定による出資額に相当する金額と第十四条第一項に規定する積立金の額との合計額(第三項の規定による運用をした場合には、その運用した金額を控除した金額)

七 日本輸出入銀行にあつては、日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、日本輸出入銀行の第一項に規定する事務の執行に要する費用は、日本輸出入銀行的一般の業務に係る勘定において支弁するものとし、その支弁に係る金額は、東南アジア開発協力基金の勘定の負担とする。

八 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金の額から当該損失の額に相当する金額を減額してこれを整理するものとする。ただし、当該損失の額のうちその整理をすることができない部分の金額は、損失の繰越として整理するものとする。

九 日本輸出入銀行は、政令で定めるところにより、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金の前条第一項の規定による預託により生ずる利子の金額から、第十二条第一項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のため使用した金額を差し引いて、なお剩余があるときは、これを当該基金に組み入れなければならない。

十 日本輸出入銀行は、前項に規定する預託により生ずる利子の金額が、第十二条第一項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のため使用する金額に不足する場合においては、政令で定めるところにより、前項の規定による組入金の額に相当する金額を限度とし

十一 日本輸出入銀行は、前項に規定する預託により生ずる利子の金額が、第十二条第一項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のため使用する場合において、これをうめるためにするとき。

十二 中小企業信用保険公庫は、前項の規定により保険準備基金を取りくずした後において、その

金(第十四条第一項に規定する積立金を含む。)に属する現金を前条第一項第三号に規定する出資又は

投資に運用させることができる。

一 日本輸出入銀行は、当分の間、

法律第二百六十八号)第十八条の規定にかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

二 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和二十五年

法律第二百六十八号)第十八条の規定にかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

三 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和二十五年

法律第二百六十八号)第十八条の規定にかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

四 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和二十五年

法律第二百六十八号)第十八条の規定にかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

五 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和二十五年

法律第二百六十八号)第十八条の規定にかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

六 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和二十五年

法律第二百六十八号)第十八条の規定にかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

七 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和二十五年

法律第二百六十八号)第十八条の規定にかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

八 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和二十五年

法律第二百六十八号)第十八条の規定にかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

九 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和二十五年

法律第二百六十八号)第十八条の規定にかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

十 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和二十五年

法律第二百六十八号)第十八条の規定にかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

十一 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和二十五年

法律第二百六十八号)第十八条の規定にかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

十二 中小企業信用保険公庫は、前項の規定により保険準備基金を取りくずした後において、その

規定期にかかるとおり、日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

一 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

二 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

三 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

四 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

五 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

六 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

七 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

八 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

九 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

十 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

十一 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

十二 中小企業信用保険公庫は、前項の規定により保険準備基金を取りくずした後において、その

規定期にかかるとおり、日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

一 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

二 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

三 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

四 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

五 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

六 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

七 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

八 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

九 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

十 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

十一 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行の第一項及び第三項の規定にかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

十二 中小企業信用保険公庫は、前項の規定により保険準備基金を取りくずした後において、その

○井上委員 そうすると、上級酒と下級酒と、今度新しくそういう分け方に、大蔵省では税をかける関係で名前をつけかえたのですか、どうですか。

○一萬田國務大臣 決してそういうわけじゃありませんので、低所得者と特にはつきりしておるものに限ろう。一般の裕福な人もお飲みになる酒については、しばらく後日に譲ろうということがあります。

○井上委員 大事な問題ですから、明確に一つお答えを願いたいのですが、

最近政府が出ております統計によりますと、酒税の徴収のうちで、清酒は四八%，ビールが三〇%，しょうゆは一〇%，合成酒が七%，雜酒五%，

こういう比率になつておる。そこで清酒の税金に徴収されます比率は、年々下つておる。あなたの方で下級酒と指定されますが二級酒を含んだ清酒であります、年々下つておる。反対にビールは年々上升しておる。そうして造石石数も年々ふえている。そうしますと、ビールは政府の考えでは上級酒の部類にことしから入るのであります

が、それを飲む人がどんどんふえておるということを一方において物語つておりますし、政府が下級酒と言われる合成酒、しょうゆ、雜酒、こ

れはどういうことでこういうことになつていますか、それを一べん御説明願いたい。

○原(純)政府委員 だいぶ税の方でも技術的にむずかしい面に入つて参りましたので、私先ほど来の大臣の御説明を補足しながら、ただいまの点にお答

えをさせていただきたいと思います。

酒の各種類の中での税率のバランス

の問題は、非常にむずかしい問題でございます。広げていいますれば、酒の中だけでなく、酒税と物品税、あるいは砂糖その他との関係、また物品税の中では、中でいろいろ問題があることは、じつはつきりしておるものに限ろう。一般的裕福な人もお飲みになる酒については、しばらく後日に譲ろうというわけになつたのであります。

○井上委員 大事な問題ですから、明

確に一つお答えを願いたいのですが、

最近政府が出ております統計によりますと、酒税の徴収のうちで、清酒は四八%，ビールが三〇%，しょうゆは一〇%，合成酒が七%，雜酒五%，

こういう比率になつておる。そこで清

酒の税金に徴収されます比率は、年々下つておる。あなたの方で下級酒と指

定されますが二級酒を含んだ清酒であります、年々下つておる。反対にビ

ールは年々上升しておる。そうして造石

石数も年々ふえている。そうします

と、ビールは政府の考えでは上級酒の

部類にことしから入るのであります

が、それを飲む人がどんどんふえてお

るということを一方において物語つ

ておりますし、政府が下級酒と言われ

れる合成酒、しょうゆ、雜酒、こ

れはどういうことでこういうことになつていますか、それを一べん御説明願いたい。

○原(純)政府委員 だいぶ税の方でも

技術的にむずかしい面に入つて参りましたので、私先ほど来の大臣の御説明を補足しながら、ただいまの点にお答

えをさせていただきたいと思います。

酒の各種類の中での税率のバランス

せん。従いまして、ただいま井上委員

御指摘の既往における伸びの工合が、

ビールが各酒類の中でトップに立つて

おります。中でいろいろ問題があるこ

とを御存じの通りでございます。昨年

二十六国会のこの委員会で御決議をい

たきました御趣旨に基いて、私ども

そういう各種目間のバランス、また各

税の中では酒相互のバランス、あるいは

物販相互のバランスというようなもの

を今せつかく勉強中でございます。た

びたび申し上げますように、相当広範

な統計、資料を集め、かつ縦から横か

らながめて結論を出そうという作業を

いたしております。従いま

して、今回御提案申し上げております

中で、このビールについて減税からは

はずしたということは、そういうきめの

こまかい研究のベースに立つてのこと

では実はないでございます。その辺

は、なお新しい年における統計調査の

結果を待つてでないと結論が出ない。

実はそのときまで待つかという問題も

あつたわけであります。その辺

は、おなじい年における統計調査の

結果を待つてでないと結論が出ない。

では、そのときまで待つかといふ問題も

あつたわけであります。その辺

は行われておる。また間接税において、そういう不公平が膚骨に現われてきておる。しかも、酒税のうちで一番重い税金であるビールが除外されておる。それは、單にビールが下級酒でないという、そういう非常に答弁としてはしにくい、国民党は承知しませんよ。最近清酒全体の売り上げが非常に悪くなつてきておる。そうして漸次若い入らがビールからウイスキーへ嗜好が移行しつつある。というのは、一体何を物語つておる。一つは消酒の品質が悪い、品質に伴う価格でない、非常に高い、飲んだあとからだがよくない、(笑)そういうことからきております。ですから、最近の傾向は、どうしても若い人が漸次ビールから雑酒の方へ移行しつつある。そういう意味合いから考えまして、この際酒類全体について相当思い切った対策を講じないと、将来の税制の上にも非常に大きな私は問題を起してくるのではないかと思う。單に下級酒でないということでビールの重税を見るのがすということは、税務当局としては妥当でない措置とお思ひになりませんか。これは、何としてもそんなことで国民党は納得できませんよ。もう一度御答弁願います。

○一萬田国務大臣 この酒税全体についてどうするかということは、税制調査会にもかけまして答申が出た上で、十分整備について考えるということでおります。そういう場合に、むろんビールの税についても検討を加えるの

であります。が、今回は、先ほどから申しますように、特に低額所得者、こういう方々のお飲みになる、名前は悪いかもしませんが、下級酒についてのみ限つて、これははつきりした形において税の軽減をしよう、こういうことであるのであります。ビールにつきましては、先ほど申しますように、むろん低額所得者も嗜好しますが、しかしいろいろな方面に、お説のように、もう各階層にわたつてこれは嗜好されるというような関係もありますので、除外をいたしたわけであります。

なお直接税と間接税との比重の関係については、十分検討を加えなくてはならぬが、間接税の方に今後若干比重を移すのが適当であろうという私の考え方に対し、どうも矛盾しはせぬかとうござります。その間接税のうちにおいて、あるものは特に社会生活との関係において、直接税と間接税がどういうふうな形にあるべきかということでありまして、その間接税のうちにおいて、あるものは特に社会生活の上から見て税を減ずるのがよからうということは、私は必ずしも矛盾しないだらう、かように考えて、特に今回は、税の減収もそれほど大きいものではなく、直接税、間接税の比重について特に云々するほどのことでもない、かように考える次第であります。

○井上委員 この問題について、さらに一点大臣に確かめておきたいのです。が、大臣は、ビールの税金が重いとお考えになりますか。今回はやむなく減税はできなかつたが、将来これはやはり減税しなければならぬ、他の間接税との関係から比べても、また酒類内部から見ても非常に重税である、だから、やはり一応減税しなければいかぬ

○一萬田國務大臣　酒税は、私の考えでは、やはり重いと思つております。これにつきましては、今間接税全体について、特に税制調査会に御審議を願うことにしておりますので、それらの答申を待ちまして考えていいました、かように考えております。

○井上委員　それからいま一つ、方向をちょっとと変えまして、政府の方にお考えを頼みたいのであります。これは、酒を製造することも許可、認可になっており、それから米が統制されたり、さらに酒税を徴収するということから、全体が公定価格によってこれが動かされておる。そういう関係から、将来この酒の製造及び税金徴収の重点を、政府は、酒税の中ではどれに置いておこうとしておるか、清酒を中心にして考えておるのか、ビール、雑酒を中心と考えておるのか、これを一体中心に考えておるのに、政府は考えておるかということであります。私自身としましては、採來ややはり清酒を中心に税金を徴収する考え方の方は、漸次改めていくべきである。清酒は、日本においては、古来日本独特の醸造によりまして、世界に類のないりっぱな酒を作つておりますけれども、しかし、これは国民の主食であります関係から、この原料米は非常に貴重なものであります。ところが反対に、この米の約半額の価格であります麥は、これはビールとなり、雑酒となつて、やはりアルコール飲料に供せられ重くないと思いますが、重いと思いませんか。それをはつきりお答え願いたい。

のビール及びアルコール飲料が漸次国民の嗜好に合って、需要がどんどん高まりつつあるという現状にあります。だから、酒造米の確保という問題が大麦等の原料である大麦は、これは日本の農家経済の上からも、大麦の生産をどんどん拡大することが農家経済を安定し、向上させ上からも必要だ、こういう意味であります。さらにまた価格も約半額で入る、こういうような状態でありますから、私ども清酒は、やはり日本本来の醸造による世界に類のない製造でござりますから、これは、これである一定限度確保いたしまして、将来の方針としては、やはり食糧政策、農業政策及び国民の嗜好、健康等を勘案して、重点は漸次方向を転換すべきであろうと考えるが、大蔵大臣はどうお考えになりますか。

○一萬田國務大臣 私の考へでは、税金を引き下げただけ、できるだけ価格を下げたい、かようによ考えております。

○井上委員 私がこれを特にここできょう聞いておかなければならぬと考えましたのは、伝わるところによりますと、なるほど清酒二級は、税金が引き下げられたもの全部がそのまま小売価格となつて現われる。ところが合成清酒、それからしそうちゅう等は、税金引き下げ額がそのまま小売価格の引き下げとなつて現われない。税金が下つた分の一部分が、製造原価の方で赤字が出ておるから、その穴埋めに一部充当して、小売価格はそのまま引き下げられない、こういうことが伝わつてゐる。そうしますと、それは値下げ看板にして、製造業界における赤字転嫁する一つの巧妙なやり方であつて、大衆こそえらい迷惑な話なんだ。それこそ、これは自民党としても、國民から指弾を受けることになりますから、その辺は明確に、この際値下げをした分は、全部小売価格を下げますと嚴格に言明をして下さい。そうしなければ、これは問題です。

○一萬田國務大臣 消費税の引き下げでありますから、それが当然この消費価格が引き下げられるというのは、これはもう原則的に考へて、私も当然なことと考へております。しかし一方、また酒について、原料がかりにふえなかつたという場合において、酒の価格

コストをどうきめるかということは、やはりコストを考えざるを得ませんが、価格決定については、そういうコストとともに考慮に入れてきめたい、かように考えております。

さらには、どうぞお手に取らせて貰う事で、お手に取らせて貰う事で、
さるに伺います。そうすると、先般私
どもが請求して配られました酒類小売
価格の構成のうちで、製造価格、それ
から卸、小売等の各段階の価格が資料
として提出されておりますが、この製
造原価といわれます、たとえば清酒二
級百九十七円二十銭、これが製造原価
といわれておりますが、この製造原価
のコストはどうなっておりますか。そ
れを一つお示し願いたい。

費、燃料費、それから加工のための労務費、それに一般管理費というようなものを一切ひつくるめて計算いたしてあるものでございます。コストの中身といふお話をございますが、これにつきましては、従来はじいておるコストの中身は一応あるわけであります。ただいまお願いいたしております法案が実は三月中に成立いたすとして、四月一日には公定価格の改正を行わなければならぬ。その際に、ただいま大臣から申されましたような意味で、やはりコストも問題になるというようなことで、価格問題是非常にデリケートな段階にあるわけであります。そういうような意味で前々から井上委員からいろいろお話をありましたので決して譲るというような意味でなしに、この問題については、時期的に非常に慎重にいたしたいというような気持で申し上げておるわけでございますので、お手の握手を十分底づり、現在は半上先

生のおっしゃるような向きだけだからでなく、たとえば業界 자체にいたしましても、製販、販売の卸、小売といううなところが、非常にこの問題を中心にして目まぐるしく動いておる時期でございまして、お話を十分伺わしていただきたい。この時期のふるまいを慎重にせなければならぬというような時期でございましょうか、いかがございましょう。
〔委員長退席 横鍛委員長代理着席〕
○井上委員 今局長からも御答弁を伺いましたように、当然この法案が成立いたしますと、四月一日から公定価格の改定をやらなければならぬという必然の運命に迫られておる。そのときに、われわれこの法案を審議した者といたしましては、酒の税金はこれだけ角結果は、税金が負かつただけ小売価格が安くなりますよということを国民に報告する。ところが公定価格を改定したから、だから酒の小売価格はこれだけ安くになりますよということを国民党が途中でどこかに消えてしもうた。しかも、それが御、小売のマージンが非常に少ないから、卸、小売のマージンをカバーするために多少どうこうしたというなら別だけれども、それが製造原価の方で消えてしまふた、こういうことになつてしまふと、これは全くわれわれはどこかに消えてしまう。そこで、どうしても別價格を形成します具体的な各段階のコストをここへお出しを願いたい。それができなければ、その説明を願いたい。

い。たとえば清酒の場合は、「一藏二石」百石を作る蔵、千石を作る蔵、千石以下を作る蔵、これらの段階におけるコストは一体どのくらいについておるか。そろはうして、それはどういう工合に労務料米はなり、あるいはその他の諸掛りを見付けておるか、私どもそこの点がはなはだよくわからぬ。といいますのは、原料米は公定で政府から払い下げを受けて、各段階においてみんな価格が違うのである。二、三百石作つておる蔵と、五百石作つておる蔵と、千石作つておる蔵とにおいて製造原価が違うのです。概していまして、石に付いておる蔵と、三百石作つておる蔵とでござります。概していまして、経営規模の小さいものよりも、大きいものの方がコストが安くなるというふうなことが考えられるわけでござります。私ども、いろいろ公定価格をきめます場合の基礎的な資料として、そういうものをある程度調べておりますが、酒類によって、その関係が顯著に出るものと、それからいわゆる中小企業の中企業としてのよさといいますか、特長を發揮して、コストを安くできます。今まで手元で見ております表は、昭和三十年酒造年度の実績について調査し

たものでありますか、それによるとやはり清酒は、若干規模の影響もあけれども、どうも規模だけでは割りり切れないという感じが強うございます。一番はつまきりしていますのは原料ア、コール、これはもう規模の小さいものほど高い、大きいものほど安いといふようなことになります。しようぢゅうで、合成酒がその中間というようなところで、合成酒はむしろ清酒に近くて、いろいろ特殊な事情で、必ずしも規模の大小によって段がついてないというような結果が出ております。これは、もちろん調べの角度も問題になるのであります、確かにおつしやるような原則を働く。しかし、清酒のような場合は御案内の通り、四千場以上の場数でいろいろ特殊な条件で経営しております。どうなことがありますから、なかなか簡単には参らないというふうなことでござります。

方はそうじやないのでしょうか。あなたの方は、同一価格でこれを買ひ上げていないのでしょう。甲の店は百六十円で買う、乙の醸造家は百九十円で買う、こういうことになつておひやせんでしょうか。統一価格で買つておるのですか、どうですか。

○原(純)政府委員 統一価格でござります。

○井上委員 そうなりますと、統一価格で酒税二級百九十七円二十銭、これで買つてゐるのですか、これで全国どこへ行つても売らしているわけですね。そうなりますと、藏が非常に大きくて、百六十円でかりに作れるという場合は、この醸造元は非常にもうかりますね。反対に二百円以上につきました場合には、その醸造家は非常に損ですね。それはやむを得ないと見ていていますか、どうです。

○原(純)政府委員 その通りであります。これは、井上委員もお米の場合などでよく御存じの通り、お米あたりにしても、非常に生産費の違う何があるわけです。それをやはり一本価格でやつてある。その場合よくいわれますのは、生産費の一一番安いものから累積して勘定して、何割のところまでがその値段で合うようにするかというようなことを考えて、たしかお米の場合は、八割か九割までが合うような値段にして、合わない部分はこく少しというようなことにしておられると思ひました

が、酒の場合も、生産費に段階がつく。全部の酒屋について調査しておるわけではありませんので、先ほどのはサンブルでありますから、完全な数はつかみ切つておりますが、大体このくらいな分布であるうという中で、一

番能率のいいというところを始めたのでは、ほかのは全部つぶれてしまう。どの程度のところをねらったかといいますと、大体一番条件のいいところから数えていって、七割くらいの部分は収支が合うというようなところをねらってやつておるようなわけでございま

公定価格を押えているのです。わざに何の理由もないのです。どういうわけでも公定価格をきめなければならぬか。税金をとるだけなら、庫出課税だけでいいことであって、末端の小売価格まで公定価格で縛る必要はないじやないか、何んで縛らなければならぬ。もし紡らなければならぬというのならば、他の庫出課税をやっております物品その他も、これを公定価格で抑えなければならぬことになるけれども、その方は放任してある。その方は過当競争のままにほつたらかしておいて、酒だけは公定価格でなければいかぬ。許可認可でなければいかぬというて、小売までちゃんと押えてしもうている。しかも、それが通産省でなしに、

いうようなものが、戦争、戦後を通じまして、たばこと並んで最大の財政物資として非常に大きく国家財政に貢献してきたわけであります。その貢献させますために、今の税率構成のようなものは、たとえば特級と一級と二級の酒は——私はお酒は飲めますけれども、これは特級だ、一級だというような何がよくわからぬ。私はあまりうまくない方ですけれども、酒の中であれだけの税率の差をつけて高い税をとるということは、やはり今申した財政物資として酒を非常に高度に使つておるということの端的な表現なのであります。公定価格はいわば非常に大きなさきになつてているということがあるのでござ

御意見が常識的には正しいと思いますが、それとも、相當用心しながらやらなければいけない。同時に主原料が統制されているというようなものは、やはりその間はどうしても必要なんじやないかというような気持でやつておる次第でござります。

○井上委員 それで、今主税局長の答弁によると、公定価格はやむを得不得ない、まだ当分公定価格は続けるつもりだ、こういう自信のある答弁のようあります。そうなりますと、ここで叩き出しますが、ここに小売と卸の差金ははじき出してあるが、製造業者の利益金をはじき出さないが、製造業者は利益がないでやっておるのですか、それはどうしたことなんですか。

をせすが、高通開通は、
しょうちよついての異常な下級酒販の税金を減免することにけ
ます。

員 私がいろいろこまかく聞
ゆえんは、今回政府が、酒税
金は高い、だからこの際さし
くべき時期にきているんじや
かという感じを相當強く持つ
いうことを、つけ加えておき
ますまでの踏み切りはつきません
しようちゅう、合成酒とい
ものについては、そもそも飲
むべきことを、つけ加えておき

番能率のいいということできめたのでは、ほかのは全部つぶれてしまう。どの程度のところをねらったかといいますと、大体一番条件のいいところから数えていって、七割くらいの部分は収支が合うというようなところをねらってやつておるようなわけでござります。あとの三割ぐらいのところは条件が悪い、特別何か努力しなければならないというようなことになるわけでございますが、これはこういうような物の値格のきめ方の場合、やはりそういうやり方以外にちよとしないではなからうか、個別価格で造らせるということはむずかしいのじやなかろうかということを考えておるわけでございます。**○井上委員** この公定価格をきめなければならぬ理由は、一休どこにありますか。仙のあらゆる物資が価格統制が徹底されている。しかるに酒は依然として公定価格を、国税局の税金を認め

大蔵省の主税局でやつて いるのだか ら、何と いうこと であるか、話が 遊うが な。よその なわ張りまで やつてい る。どう いうわけ で公定価格を 小売価 格で やらなければならぬかとい うのが わからぬ。それから 公定価格が 一体算 られてお りますか。違反した場合どう

ざいます。級別をつけて公定価格をきめる、そうしてそれに税はこれこれ、こういうことにきちんとしませんと、公定価格をはずした場合には、おそらく級別課税というようなものはできなくなるということになると思います。それは級別課税の問題だけではなくて、重い税を負担しながら動いていくと、いう際に、これは打ちあけ話でござりますが、実際問題として、公定価格が最高価格という意味を若干はぎれで、一種の基準価格みたいな作用をもんでいるということも事実でございます。そういうような意味で、これは理解して、それによろしいと言える筋合いのまではございませんけれども、一般に酒の公定価格を考えます場合には、これによって事实上大きな税負担が確保される作用が出ておる。従って、お話しのようない角度でのマル公がなぜあるか、もうなくしたらいいというような

○原(純)政府委員 製造原価の中に利
益項目として利益を入れることはいたしま
しておりません。ただいま申しま
た、バルクを七割にとっている、その
辺のところで努力する。各項目につ
ては、やはり同じような問題があると
けです。一本の価格でなくて、原価
費、燃料費、あるいは運賃、労賃、各
項目について何があるわけです。そし
て企業の努力の余地というようなもの
がある。それを働かしてもらつてこの
利潤はかせいしていく。もちろん非常な
条件のいいところは、そういうもの
に掲げるということはいたしておりま
せん。これは、たしか米なんかの場
も同様ではなかろうかというふうに考
えております。

いなものになつて、これを小売価格に、おいてなかなか下げて売れないといひますか、実際上下げた取引が少いといひようなことで、一種の基準みたいなものに事實上なつてゐる。だんだん酒の供給も豊富になりますから、どんどん競争して値が下つていく。これは、消費者にはけつこうなことですけれども、だんだんそれで業界がくすれていくと、お金が足りない、税も納まらないというようなことになる。そういうことに対しては、そういう基準がありまして、割合安全金に税も入つてくると、ということを申し上げたので、これは、決して法律的な意味で基準だといひやしないのです。事實上これが、この値段をペッカする作用を背んでいると、いうことを申し上げたのであります。

なお先ほど井上委員から、私が非常に公価廢止に沿つてゐるといひようなまとめ方をしておられましたが、私ど

○原(純)政府委員 製造原価の中に利
益項目として利益を入れることはいた
しております。ただいま申しま
た、バルクを七割にとっている、そ
れのところで努力する。各項目につ
ては、やはり同じような問題があると
けです。一本の価格でなくして、原
料費、燃料費、あるいは運賃、労賃、各
項目について何があるわけです。そと
いうような意味で、各原価項目につ
て企業の努力の余地というようなもの
がある。それを働かしてもらつてこの
利潤はかせいしていく。もちろん非常
条件のいいところは、そういうものに
比較的少くともよけい利潤が出来ると
うことにはなりますが、特に利潤を宣
に掲げるということはいたしておりま
せん。これは、たしか米なんかな場
も同様ではなかろうかというふうにさ
えております。

いなものになつて、これを小売価格に
おいてなかなか下げて売れないといふ
ますが、実際上下げた取引が少いとい
うようなことで、一種の基準みたいな
ものに事實上なつてゐる。だんだん酒
の供給も豊富になりますから、どんど
ん競争して値が下つていく。これは、
消費者にはけつこうなことですけれど
も、だんだんそれで業界がくずれてい
くと、お金が足りない、税も納まらな
いというようなことになる。そういう
ことに対しても、そういう基準があり
ますと、割合安金に税も入つてくると
いうことを申し上げたので、これは、
決して法律的な意味で基準だというの
じゃないのです。事實上これが、この
値段をペッゲする作用を併んでいると
いうことを申し上げたのであります。

なお先ほど井上委員から、私が非常
に公価廢止に賛成しているというよくな
まとめ方をしておられましたが、私ど
もは決してそうでないので、やはり
しようとちゅう、合成酒あたりの価格に
ついての最近の經緯あたりを考え、ま
た事情から考えて、清酒についてはず
すというまでの踏み切りはつきません
けれども、しようとちゅう、合成酒とい
うようなものについては、そもそも渋
らぬでいくべき時期にきているんじや
なかろうかという感じを相当強く持つ
てゐるということを、つけ加えておき
ます。

が、値下げされた分は全部こちらにう。そういう政府の親心が途中で消えてしまったら、大衆の税高の不平不満の声に藉口して、少数の當利会社が上前をねることになってしまいうじやないか、それはいかぬ。それを大蔵大臣、はつきりこの際、そんなことはさせぬ。資本主義經營の常利目的でやつてゐる会社ですから、これは原料イセ、あるいは原料米その他が値上がり、工賃が高くなる、諸経費が上つてしまふら、これとは切り離して、別個の機会に値上げをすればいい。これとはつきり区分してもらいたいと思う。この点は、ここで明確にしてもらわないとちよと困ります。それを大蔵大臣、あなたからはつきり御答弁願いたい。そうしなければ、トビに油あげをさらわれてしまうことになる。

○一萬田国務大臣 先ほど御答弁申し上げましたように、酒の消費税の減税でありますから、消費價格を下げる、これはあくまでも私としても貰いていいきたいと思います。しかし他面、税は税として引きますが、価格の形成は、やはりそういうコストということとも考えていかなくちゃならぬ、かようまして、大蔵大臣みずからもあるいはに私は考えております。なお御意見の点は、十分検討を加えてみたいと思ひます。

○井上委員 そこは大蔵大臣、さつくばらんに一つはつきりしてもらいたい。今私どもがずっと質問をして參りまして、大蔵大臣みずからもあるいはまた主税局長も、最も大衆の愛好する

下級酒の税が重いから下げてやるう
いうことで減税案を出したわけでござ
いますね。それが、四月一日になつたので
は、われわれは大衆をこまかしたこと
になつてしまふ。あなたの方の意見をそ
のまま聞いてこの案は通した、成立し
た、今度は価格改定において途中で麥
更されておつたわ、そのときに国会は
間に合わぬわ、そういうばかなことを
私の方はやっていらねませんよ。だか
ら、これはあなたが率直に説明された
通り、大衆の負担を軽減して、少しで
も生活を楽にさせてやりたいということ
となんです。そんなわざかなことをね
らわぬで、やるならやるで、別個に
はつきり理由をつけて値上げを大衆に
求めればいいのであって、税をその方
面に横食いするということは、この際
絶対いけません。もし政府があえてそ
ういうふまじめな態度をおとりになる
なら、遺憾ながらこの大蔵委員会とし
ては、簡単にそう審議もできません
し、またしましたら、これは一応政府
に対して、委員会としても注意を喚起
しなければならぬということになる。
もう一度大蔵大臣の明確な御答弁をい
ただきたい。

少い。一体これでいいのかどうかといふ問題、この内容も一つもう少し調べて、どういうわけで一割に足らぬ状態でこういう水もの、倒れものの利益が保障されておるかという点、この内容を小売益金、それから御益金、この内容を明確にしてもらいたいという点です。

それからいま一つ大事な問題は、酒税の重要な要素になつて参ります酒類の醸造の土台であります酒米というのが、戦争前に強引に企業統制をされ、合団されて、それによつて一つの実績主義が戦後ずっととられてきておる。この実績主義による配給制度といふものが、非常に業界を不公正な方向に進ましておるということに私は気がついておる。配給をいたしますために、実績が一つの大きな要素になることは事実でありますけれども、実績を中心につたします結果は、能率の悪い、また大衆の好みない悪い酒が作られておりましても、実績中心の場合には、コスト高や不良酒が作られてどうすることもできないという結果が現われてくる。だからこの割当といふのは、やはり実績中心ではなしに、優良酒あるいはコスト安、能率高、大衆の最も要好するいい酒というものを作るいい工場を中心、やはり配給を年次改訂していく方向をとるべきである、こう私は考えるが、そういう点を全然考慮されていないこの点はどうですか。

具体的の個々の事情に応じることがあります。従来は、酒造業界の平均のために、たゞいまのような方策がとられておりました。この調整は、酒造組合中央会等とよく密接な連絡した上にいたしておりますけれども、大きな改訂はいたしておりません。この傾向につきましては、あるいは今後なお検討を要するものがあるのではないかと私自身は考えておりますが、これはまだ相当今後の調査を要する面がござりますので、慎重に一つ検討をいたしたいと思います。

○井上委員 なお私は、今度減税になりました税法案について、いろいろ質問をいたしたいのですが、私が一番ねらいとしているのは、この酒税の改定に伴つて、それがそのまま小売価格において改正されずに、一部が途中の關係業者の赤字補填に使われるという懸念がなおかつ去りません。これは大蔵委員会といたしましては、別名歳入委員会といわれるだけに、また大蔵委員会にかけられております重要な目的は、できるだけ公正妥当な課税を国民に要望いたし、またそのためには、できるだけ負担を軽減していくという方向をとるのが、大蔵委員会の重要な任務であります。そういう意味から、せつかく長い間大衆が減税を主張しておりました酒税が一步ここで減税され、その減税が大衆のふところに入るのじやなしに、途中で消えてしまうといふ行き方は断じて見のがすことはできません。この問題は、本日私どもいふる皆度を変えて質問いたしました

が、値下げをう。そうするから大衆に安らげこんでござる。こういう政府まつたら、大蔵省に藉口して、いかにねることにか、それはいかはつきりこの弊社へ。資本主義の会社であります。あるいは原料業者なり、工賃が高めになると、工賃が高めにならぬ。この機会に値上がりはつきり区分したことの点は、ことによいとちょっと臣、あなただからこそこの機会に値上がりはさらわれてしまふ。さきなは、どういふべきかといふのは、やはりそういふことは極として引き受けますから、これはあくまで上げましたよとありますから、一萬田国務大臣、あなたからこそお聞きたいと思いまして、私は考えてわざ點は、十分検討します。

下級酒の税が重いから下げてやるう
いうことで減税案を出したわけでござ
いますね。それが、四月一日になつたので
小売価格の改定をされた場合、税額の
引き下げ分が小売価格の引き下げにな
なつていいということになつたので
は、われわれは大業をごまかしたこと
になつてしまふ。あなたの方の意見をそ
のまま聞いてこの案は通した、成立し
た、今度は価格改定において途中で麥
更されておつたわ、そのときに国会は
間に合わぬわ、そういううばかなことを
私の方はやつていられませんよ。だか
ら、これはあなたが率直に説明された
通り、大衆の負担を軽減して、少しま
も生活を楽にさせてやりたいということ
となんです。そんなわざかなことをね
らわぬで、やるならやるで、別個に
はつきり理由をつけて値上げを大衆に
求めればいいのであって、税をその方
面に横食いするということは、この際
絶対いけません。もし政府があえてそ
ういうふまじめな態度をおとりになる
なら、遺憾ながらこの大蔵委員会とし
ては、簡単にそう審議もできません
し、またしましたら、これは一応政府
に対して、委員会としても注意を喚起
しなければならぬということになる。
もう一度大臣の明確な御答弁をい
ただきたい。

のは、価格改定は相当長く揃て置かれてきておる。その間、たとえばしようとちゅうの場合におきましても、原料イモは相当安いときもあつた、安いときはで相当もうけたときは黙つておる。最近原料イモが上ってきて、相当原料高で製品安という実情がきておりますから、これは価格改定をしなければならぬ事態にきておる。しかしもうけたときは黙つておる。損をし出すと、今度は税金を負けるものでも、この際それには藉口してということとはあまりにもいけません。それからはなはだ迷惑ですけれども、われわれは、この際一応四月一日は税金の値下げに伴う改定だけを発表され、それからまたしばらくたって、価格の値下げに伴つての改定を新しくするという二段がまえに考えてやつていただきたいということを重ねて私は強く要望しておきます。

そもそも私どもがこの問題についてことさらによかましく食い下つておりますのは、公定価格をきめておりますのは、士台のコストというのが、全然一般に知らされていない。公定価格をきめながら、コストの内容が明らかにされていない、そんなばかなことはないですよ。ですから、四月一日に価格改定をいたす以上は、当然その価格を形成します各段階のコストも具体的に示してもらいたい。示してもらいませんと、この価格形成が一体妥当であるかどうかということの結論が山ないのであります。これは、明らかにわれわれ審議を進める上において重要な資料になりますから、ぜひ一つそれは出していただきたい。

少い。一体これでいいのかどうかといふ問題、この内容も一つもう少し調べて、どういうわけで一側に足らぬ状態でこういう水もの、倒れものの利益が保障されておるかという点、この小先益金、それから御益金、この内容を正確にしてもらいたいという点です。

それからいま一つ大事な問題は、酒類の重要な要素になつて参ります酒類の醸造の土台であります酒米というものが、戦争前に強引に企業統制をされ、合同され、それによつて一つの実績主義が戦後ずっととられてきておる。この実績主義による配給制度といふものが非常に業界を不公正な方向に進ましておるということに私は気がついておる。配給をいたしますために、実績が一つの大きな要素になることは事実でありますけれども、実績を中心についたします結果は、能率の悪い、また大衆の好みない悪い酒が作られておりましても、実績中心の場合には、コスト高や不良酒が作られてもどうすることもできないという結果が現われてくる。だからこの割当といふものは、やはり実績中心ではなくしに、優良酒あるいはコスト安、能率高、大衆の最も愛好するいい酒というものを作るいい工場を中心、やはり配給を年改訂していく方向をとるべきである、こう私は考えるが、そういう点を全然考慮されていないこの点はどうですか。

具体的の個々の事情に応じることがあります。従来は、酒造界の平均のために、たゞいまのような方策がとられておりますが、もちろん御指摘のよういろいろな個々の具体的な苦しい問題につきましては、従来においても国税厅で多少の調整は、酒造組合中央会等によく御連絡した上にいたしておりますけれども、大きな改訂はいたしておりません。この傾向につきましては、あるいは今後なお検討を要するものがあるのではないかと私自身は考えておりますが、これはまだ相当今後の調査を要する面がございますので、慎重に一つ検討をいたしたいと思います。

○井上委員 なお私は、今度減税になりました税法案について、いろいろ質問をいたしたいのですが、私が一番ねらいとしているのは、この酒税の改定に伴つて、それがそのまま小売価格において改正されずに、一部が途中の關係者の赤字補填に使われるという懸念がなおかつ去りません。これは大蔵委員会といたしましては、別名税入委員会といわれるだけに、また大蔵委員会にかけられております重要な目的は、できるだけ公正妥当な課税を国民に願望いたし、またそのために、できるだけ負担を軽減していくくという方向をとるのが、大蔵委員会の重要な任務であります。そういう意味から、せつかく長い間大衆が減税を主張しておりますだけ負担を軽減していくくという行き方は断じて見のがすことはできません。この問題は、本日私どもいろいろ角度を変えて質問いたしました

けれども、大蔵大臣の答弁を聞いて、明確にはつきり区別するとは申しません。そうなりますと、これは委員会の権威の上から考えましても、この問題をかような形において過ごすわけには参りませんから、委員長において、ぜひこの善後処置を大蔵委員会の理事会で明確に一つおつけを願いたい。その上で、これから後のこの問題に対する質疑を続けていただきたいということを、私はこの際申し上げておきた
い。

○春日委員 この酒税法は、減税されると、これが必然的に公定価格の改定に波及して参るというようなことは当然のことでありまして、これをめぐつて、製造業者が、その公定価格を上げてくれという要望に政府がこたえんとする気配があります。大臣の答弁をもつていたしましても、そのニーランスが非常に濃いのであります。従いまして、われわれは、この問題は検討を必要とすると考えられますので、次の資料を一つ御提出を願いたいと思います。すなわち清酒、二級酒、雜酒、合成酒の製造業者の収益、財産状態が把握できるところの資料、決算書、予算書、資産表等のもの、これを各製造規模に応じて、代表的なものの数点を御提出願いたいと思います。それから特にわれわれが常識的に考えられますが、すなわち清酒、二級酒、雜酒、合成酒の製造業者の収益、財産状態が把握できることはあります。それから特にありますと、あるものは高くなつたものもありましょが、主たる材料でありますイモの植段は、現在では、當時に比

くなつたといえども、その当時から比較いたしますれば、そういう採算難を訴えねばならぬほどの状況だとは考えられません。従いまして、原材料の動き、公定の指數、これも一つ資料として御提出を願いたい。それからもう一つは、ただいま原さんからの御答弁の中に、この酒の製造、卸、小売の各段階における小売価格は最高販売価格であつて、従つて勉強して割引をすることは許されておるというのであります。が、われわれが仄聞しておる範囲では、製造業者においても、あるものについては相当割引をして販売しておる事柄もあるううと思います。従いまして、これらの各当該製造業者について、最高販売価格を割引して販売をしておる、それは実質的に割引をしておるか、リベートか、あるいは広告招待等によつてそういう類似行為が行われているところがあるかないか、こういうような事柄についても、それそれで、大小の製造規模に応じて、そうしてその事実のありなしを一つ御調査をしておきたいと思います。こういうような資料をわれわれがあまねく集録いたしまして、そうしてこの機会に、あるいは将來においても、そういう委員会に御提出あらんことを委員長において御善処をお願いをいたします。

○原(純)政府委員 話しの気持は、私ども非常に正しいお気持だと思います。お話しのお気持は、大へんまつすぐな、その通り私どもも考えなければならぬ気持だと思うのです。率直に申しまして、私ども消費者の利益を十分考えなければいかぬということをはつきり考えておりまます。そこで、四月にどうというお話でございますが、お気持の通りにやれと、いうことになると、もう今すぐにも値上げをしろ、そうして四月にはまるまる下げるということになるわけです。もつと言えば、去年の十月ごろにはほんとうは値上げしなければいけなかつたのです。マル公という制度があつて、私企業はこれ以上売っちゃいかぬといふかんぬきをかってやらしていた。ところが、イモはどんどん上ってきて、三十五円だ、三十七円だというようになつた。そのときに、やはりこの物価を上げますと、政府は日本の決定的物価を上げたというようなことになるので、抑えに押えてきておるわけになります。抑えに押えてきたのだが、ここで減税がきまつたらさあ上げろということをやるのは、私はどうかなと思うのでございますが、いかがでございましょうか。従いまして、四月には、十分お気持をくんで、いやしくもそういうことで御非難を受けることのないような取扱いをしたいと思いますが、それで一つ御了承をいただきたいのですが、それで一つ御了承をいただきたいのか。されると困るのですが、それははつきり話し合いでできませんか。

○井上委員 これは、大蔵大臣も一つ諂かに考えていただきたいのですが、私どもは、やはり今日資本主義的な生産を各メーカーがやっているのですから、その赤字を無理に、公定価格をきめてやらしている以上は、忍んでおられというわけにはいかぬのです。だから、その面はその面で、原料高や労働工賃の値上げやら諸物価の上りによつて生産コストが高くなつたから上げてくれるというの、これは聞いてあげたらしいのです。それは、大衆の了解を得る処置はとつたらしいと思うのですが。しかし、この減税とそれとごつちやにしてもらつては困るということだ、分けてくれといっておる。そのくらゐのわかつた話をしているのに、あなたの方でこんがらかしているのだ。だから、二段階にして下さい。それならおやり下さつてもいいのです。上げてもいいのです。(発言する者多し)だから別にやるならやるでいい。別にやりなさい。そうしてもらわなければ、こまかしもはなはだしいですよ。それでは、最初に私が質問したことに対する趣旨ともまた變つてしまふから、私は断じております。だから、その点はどうですか、二段階に分けられませんか、分けなさい。

おりません。しかし、お説のように、コストが高くなつたじやないか、たとえば澱粉が非常に上つたのであるから、それを使用する酒類が同時に上るという価格関係は明らかにいたします。ここでこういうふうに上る、しかし税でこういうふうに下るから、こういうふうに値下げせよ——私は、これから四月の間に酒の値段を上げることはないと思う。

んだ。それはいけません。それは大臣、大臣、大臣をこまかすもはなはだしいことになります。あなたに対する不信が一そう高まってきます。そこは明確にしてもらわなければならぬから、もう一度事務当局ともよく打ち合せを願つて、明確に区分できるかできぬか、午後の委員会再会までに、一つ御相談の上御答弁を願いたい。留保しておきます。

足監委員長 年前の会議はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたしました。

午後一時二十九分開議
○足鹿委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。

○井上委員 午前中の会議におきまし
て、私、政府に対し、例の酒税の減税
及び外國為替に関する件について質疑を
続けます。井上良二君。

ん関係から、休憩中にできるだけ政府
みずからわれわれの要望するところを
御検討願つて、われわれの要望する線
に事態が解決できますよう政府側とし
て新しく御検討願いたい、午後再開勢
頭に私からもう一度この点に対しても明
確に政府の所信を伺いたいからということで、一応保留しておいたのであり

○一萬田國務大臣 倒格の点につきましては、先ほど申しましたように、コストの点もむろん考えなければなりませんが、御趣旨の点は十分生かして処置いたしたいと存じます。

○井上委員 なお、私はさいぜんから申しております通り、価格改定に伴いまして製造原価、それから卸、小売等の各益金の内容等について、全然具体的なコスト資料が出ておりません。そのコスト資料が出ませんと、この最終的結論を見出す価格改定の案が十分きまりかねるのでありますから、それらの案はいずれ政府側からも検討されて出されると思ひますので、それが出来ました場合、さらにまたこの問題は検討いたしたいし、また政府側におきましても、大体与党の方におきましてもこの問題については相当関心を持っておりますし、社会党は、もちろんそのまま減税分が小売價格で引き下げられますよう強く主張をいたしておりますから、最終的にはさらに政府側で一歩前進されて、明確に減税分がそのまま引き下げられるような処置を要望いたしまして、私は大蔵大臣に質問いたしましたが、私は大蔵大臣に質問いたさん間は一應保留いたしまして、次の質疑者に譲りたいと存ります。

○足鹿委員長 平岡忠次郎君。

○平岡委員 外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案に関連いたしまして、私は大蔵大臣に質問いたさんで、対インドネシア賠償関係費に関する

る手落ちにつきまして、政府が提出した外國為替資金特別会計予算関係書類のうち、三十二、三年度の予定貸借対照表において誤ったことは遺憾で、正誤表することにしたから御了承いたただきたいと述べて、遺憾の意を表されました。單にあなたが遺憾の意を表し、正誤表を出して処理するというだけで許され得ぬ問題と存しますので、この委員会を通じまして、政府の態度を明らかにしてほしいと存じます。私どもは、社会党は、あなたの陳謝と正誤表の提出は、問題の着落ではなしに、論議の出発点と、かように考えております。そこで、まずお伺いたいのは、およそ国の賠償金は、一般会計予算の歳出に載せまして、すべて国会の承認を経ることももちろんあります。

○平岡委員 それは、歳出のどの項目に載せてござりますか。

○酒井政務委員 歳出に関しましては、大蔵省所管の賠償等特殊債務処理特別会計の予算がございまして、これに賠償等特殊債務処理に必要な経費というものがございます。それから一般会計の方におきましては、賠償等特別債務処理費という、この特別会計に対する繰入金が歳出に計上されておるわけであります。

○平岡委員 そうしますと、インドネシアに対する賠償は幾ら計上されておりますか。賠償等特殊債務処理特別会計に、一般会計から受け入れた分が、二百六十一億九千三百万円あると思うのですが、インドネシアに対する三十三

年度の賠償額としましては、幾ら計上されております。
○酒井政府委員 これは、別途御審議を願つております日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定の第一条に規定がございますが、第一年度といたしまして七十二億円、すなわち二千五ドルというのが計上されております。
○平岡委員 あなたのお答えは七十二億円ということです。それは二千万ドル相当額であり、対インドネシア賠償額と称せられる二億二千三百万ドルの十二ヵ年分割払いの初年度分といつていいですね。そういうことです。
○酒井政府委員 さようござります。
○平岡委員 ほかに一億七千七百万ドル相当額、約六百三十億円は、一般会計の歳出に計上しないのですか、計上しないで済むとお考えですか。
○酒井政府委員 今仰せのありました一億七千六百九十一万四千ドルというのは、おそらくいわゆるインドネシア・オーバン債権の焦げつき分のことをおっしゃっておるのではないかと思ひます。これは、賠償とは違いますので、それだけの債権を放棄するということになりますて、これは、別途それに関する協定について御承認を得るよう、今国会に提案されております。
それが通りますと、資産の側のインドネシアに対する請求権が落ちまして、従いまして、別途それを持っておりました資金の側の貸方勘定と申しますか、これが落ちるわけでございます。これを落しますについて、この委員会に御提案申し上げました外債急降特別会計法の改正法律案というものを御審議願うわけでございます。

○平岡委員 簡単にお答え下さつて下さい。そのものすぱりで答えて下さい、時間節約のために。

ただいまあなたからの御答弁では、これは賠償ではないのだ、債権放棄にすぎないのだ、こういうお答えですが、大臣はどうお考えですか。ただ債権を放棄する理由は私はないと思うのです。内実において賠償ではないのです。内実において賠償ではないのです。

○一萬田國務大臣 これは、賠償ではありませんが、賠償に関するいたしまして、別途日本とインドネシアとで協定をしまして、そうして議定書の形において国会の御承認を得ることになると思います。

○平岡委員 たとえば対外的な放送をいし対外的とりづくろいの形式は別としまして、内容的に賠償であるものであるのでしたら、国内法である財政法、予算決算会計令等の制約に従わなければならぬと私は思うのです。そういうことですから、これはやはり賠償事項として、一般会計歳出に、七十二億のほかに加えて計上すべきが至当と思うが、どういうようにお考えですか

○一萬田國務大臣 これは、賠償ではないのでありますて、賠償は別途賠償として御審議を願うわけであります。これは、賠償に全然関連がないとは言いませんが、むしろ日イ両国の債権の今日の状態からして、これを放棄するのが適当だ、その見地からいたしておるわけでありますて、別途外務省から、この経緯については、議定書の形において御審議を願うことになるかと思います。

○平岡委員 大蔵大臣、簡単でいいのですよ。すぱりで答えてくれませく

るの と形があるの旨 聞は。と二箇所な取てこな るに勧はは すことを入す

によって始結いたしたわけでありま
す。

貿易債権の問題は、為替局長から申
し上げました通りの、また平岡委員も
非常にお詳しい経緯をたどりました問
題でありまして、これは全然別の問題

である、かように思います。

○平岡委員 大臣はどうありますか。
ビルマから押してきた場合に、こ
の抗弁で対抗できますかどうか。

○一萬田國務大臣 これは、今お話
がありましたように、私はそういうこ
とはないだろう。仮定ですかから、今こ
こでいろいろとそれについて言うこと
は、私はむしろ大蔵大臣としては、差
し控えるべきだと思います。

○平岡委員 いずれにいたしまして
も、もしビルマが押してきた場合に、
債権の放棄だということでは抗弁でき
ないと私は思うのです。それはさてお
きまして、そういう事情からします
ならば、結局は対ビルマ関係等では、
実利のないことなんです。こういう二
本建のヌエ的なあなた方の処理は、何
薄いと思うのです。従いまして、私は
はなお質問したい事柄が出てくるので
す。債権のほんとうの棒引き、日本が
対インドネシアの問題でそういう立場
をとりますと、今度は影響が別なとこ
ろから出てきそうなんです。具体的に
申しますと、今回の政府のヌエ的処理
の影響として、まずおそるべきことは
は、これが悪例となりまして、対韓國
のオープン・アカウント処理の四千八
百万ドルの焦げつき債権が、またまた
棒引きされることになりはしないか、

こういうことであります。大蔵大臣
は、このヌエ的処理のこの方面への
波及こそ戒心せられるべきではない
のでしょうか、どういうお考えです

か。

○一萬田國務大臣 私は、これは他に
波及することはないと考えております
が、やはり根本的には、オープン勘定
というこの取引の方式がこういう弊を
もたらすのであります。大蔵省とし
ては、オープン勘定の廢止ということ
を今考えておるわけであります。

○平岡委員 では、ついでですからお
伺いしておきますが、対韓國債権の棒
引きは今後一切しないと約束できます
か。

○一萬田國務大臣 さようなことは考
えておりません。

○平岡委員 約束できるという意味で
ないとは思うのです。それはさてお
きまして、そういう事情からします
ならば、結局は対ビルマ関係等では、
実利のないことなんです。こういう二
本建のヌエ的なあなた方の処理は、何
薄いと思うのです。従いまして、私は
はなお質問したい事柄が出てくるので
す。債権のほんとうの棒引き、日本が
対インドネシアの問題でそういう立場
をとりますと、今度は影響が別なとこ
ろから出てきそうなんです。具体的に
申しますと、今回の政府のヌエ的処理
の影響として、まずおそるべきことは
は、これが悪例となりまして、対韓國
のオープン・アカウント処理の四千八
百万ドルの焦げつき債権が、またまた
棒引きされることになりはしないか、

うのであります。政府の非違を負かん
とする意図の現われにほかならないの
ではないかと存じます。政府は、一般
会計歳出へ盛るべき六百三十億円の賠
償引当金を承認の上で計上せず、外為
会計の減資処置でごまかそうとしてい
る。私どもはかように考えるを得ま
せん。かかる処理、すなわち外為の減
資処理が、外為会計の機能を阻害し、
かつは国民に何らの不利益をもたらす
ことなしに行われ得ると証明できます
か。

○平岡委員 では、ついでですからお
伺いしておきますが、対韓國債権の棒
引きは今後一切しないと約束できます
か。

○一萬田國務大臣 さようなことは考
えておりません。

○平岡委員 約束できるという意味で
ないとは思うのです。それはさてお
きまして、そういう事情からします
ならば、結局は対ビルマ関係等では、
実利のないことなんです。こういう二
本建のヌエ的なあなた方の処理は、何
薄いと思うのです。従いまして、私は
はなお質問したい事柄が出てくるので
す。債権のほんとうの棒引き、日本が
対インドネシアの問題でそういう立場
をとりますと、今度は影響が別なとこ
ろから出てきそうなんです。具体的に
申しますと、今回の政府のヌエ的処理
の影響として、まずおそるべきことは
は、これが悪例となりまして、対韓國
のオープン・アカウント処理の四千八
百万ドルの焦げつき債権が、またまた
棒引きされることになりはしないか、

ておつて動かない分でありますから、
兩落ち——資産、負債両方の側から落
しても、別段に外為会計には支障がな
いということでござります。

○平岡委員 後段の御説明を願いま
す。國民に何の不利益ももたらすこと
はないか。

○酒井政府委員 外為会計は御存じの
ように、外貨の売買を大体の目的にし
てやつております。このインドネシ
アにつきましては、すでに民間には資
金が払われております。政府間の債
権という格好で見ておるものでござ
います。これをすでに一般会計から
ちょうどいいとしております資金の一
部で消していくことでございま

すから、別段影響はないと思いま
す。

○平岡委員 国民に何の不利益ももた
さいますが、私どもは、あくまで賠償
とは別ものであるという建前で、こ
の焦げつき債権を、今回両国のために
平和条約ができますときに引き落そ
うという議定書を作ったわけでありま
す。ところで外為会計といたしまして
は、そういう特別な議定書によりま
して資産側が落ちますので、それに見合
いの負債を落すということは当然でござ
いますが、実は外為会計の歳出歳入
は、簡単に申しますと、外為替の売
買とか、あるいは外為証券の利子と
か、そういうような支出、収入が歳入
歳出になつております。そういう勘定
の残高につきましては、別段歳入歳出に
組むということをいたしております。
つまり資金会計でございまして、
累計主義でなくして、その資金が運転し
ているわけでございます。ところが今
度の棒引きによりまして、資金の方が
それに相当するだけ落ちますけれど
も、これは、從前からすでに焦げつい
いはモラトリームになるということ

は、シッパーの損害ではなくて、國民
自身の損害となることは明瞭なんです。
だから、これは過去のインベントリー。
ファイナンス、過去の税金の蓄積であ
る一般会計からの支出なんだから、こ
れはかまわないのだという議論は成り
立たぬと思うのです。あなたは何にも
されども、あなたから聞いてもよ
うがない。大蔵大臣、どうお考えです
か。

○平岡委員 ついてですから、大臣か
ら前段の私の質問に答えていただき
ます。と申しますのは、三十三年
度におきましては、日本の輸出を伸張
させようということから、政府もいろ
いろ検討した結果、三十一億五千万ド
ルの輸出目標を設定いたしております
。昨年度より多いわけです。そうし
ますと、外為集中制度をとつてある限
り、輸出に見合うところの内の手当が
必要なんです。そのときに、二千二百
七十四億円の外為資金を減資するとい
ふことは、この外為の経理に支障を來
たさないかどうかということを、大蔵
大臣からどうぞ答えて下さい。

○平岡委員 先ほど申し上げま
したように、外為といたしましては、一
つの資金を持って、これを回転しなが
ら外貨の売買をやっていくわけであり
ます。これが過去のインベントリー。
ファイナンス、過去の税金の蓄積であ
る一般会計からの支出なんだから、こ
れはかまわないのだという議論は成り
立たぬと思うのです。あなたは何にも
されども、あなたから聞いてもよ
うがない。大蔵大臣、どうお考えです
か。

○平岡委員 理由を言つてくれませ
ん。

○酒井政府委員 先ほど申し上げま
したように、外為といたしましては、一
つの資金を持って、これを回転しなが
ら外貨の売買をやっていくわけであり
ます。これが過去のインベントリー。
ファイナンス、過去の税金の蓄積であ
る一般会計からの支出なんだから、こ
れはかまわないのだという議論は成り
立たぬと思うのです。あなたは何にも
されども、あなたから聞いてもよ
うがない。大蔵大臣、どうお考えです
か。

○平岡委員 理由を言つてくれませ
ん。

○酒井政府委員 先ほど申し上げま
したように、外為といたしましては、一
つの資金を持って、これを回転しなが
ら外貨の売買をやっていくわけであり
ます。これが過去のインベントリー。
ファイナンス、過去の税金の蓄積であ
る一般会計からの支出なんだから、こ
れはかまわないのだという議論は成り
立たぬと思うのです。あなたは何にも
されども、あなたから聞いてもよ
うがない。大蔵大臣、どうお考えです
か。

ます。そこで、一方において、いわゆる焦げつき債権が債権として載っています。見合いの資金が、負債として載っております。この両者を切り捨てるのでありますから、今回転しておりますほかの資金については、別段の関係がない。私が申しますのは、今後について、そういう点では特別の不利は来たきないということをございましたので、言葉が足りませんでございましたおわびいたします。

借入金、これは外為証券として日銀から借りるものと、国庫余裕金を借りる場合がありましようが、この予算が千四百五十八億、こういうふうに計上されておるのである。ところが一年前の十三年三月三十一日の方の借入金は、九百十八億円ぎり計上されていない。ということは、その差額だけは借入金があえるということになりますよ。なるからこそ、あなた方はそのように予定書を出しておるんじやありませんか。

○酒井政府委員 先ほどおわびをいたしましたが、足りませんでしたので申し上げます。過去においてそういう焦げつきがたまつたといふことについては、遺憾な事態でござりますが、将来にわたっては、先ほど御説明申し上げますように、別段新たな負担が加わるものではないと、いう点で、さつき申し上げたわけあります。

○平岡委員 外為会計の責任の衝にあらあなたでも、錯覚を起されて、こうい

三十億減資されなければ、それだけ
金利が助かるわけなのです。日歩多分
一錢五厘と思ひましたので、それで計
算しますと、三十億くらいがこれなか
りせば助かるわけです。三十億は毎年
毎年国民に恒常的に賦課されてくるわ
けなのです。だから、こういう点を見
のがされて、一つも国民に迷惑をかけ
ぬ、こういうあなたの答弁は、全然
なつておりません。うかい戯術で、そ
ういうことは何でもないんだという、

のためにつまでも国交の回復もできず、すべての賠償その他の懸案も解決しない、それが國に、あるいは日本國民に有利であるのか、あるいはまた、この際そういうものをすべて総合的に一挙に解決するのが日本のために有利であるのか、そこに觀点があると私は思う。私どもは、そこですべてを解決するものが日本のためになるという見地でやつたわけでござります。

Digitized by srujanika@gmail.com

て申し上げるのですが、これは、こういうことじゃないですか。焦げつき債権を外為会計の資産から落しても、結局外為証券を発行して日銀に引き受けさせる、こういう日銀からの借金ができるから金繰りには困らない、こういうことじゃないですか。

○酒井政府委員 それは、三十四年度末の方がふえますが、来年度におきましては、国際收支の見通しにおいて、一億五千万ドルの黒字ということが今予定されております。従つて国際收支における黒字ということは、外為で外貨を買うということになりますから、それに

う処理では、一つも国民に害を与えないものであるという。政府が二本立の処理をいたしましても、一つも国民には迷惑をかけない、そういう印象を国民一般に与えているわけです。もつとも、それがねらいかも知れぬです、皮肉を言えども、私は、焦げつき債権権引ぎに

こういう措置こそ、私は詰問すべきだ
と思って、ここで質問しておるわけで
す。一般に外為特別会計とか食糧管理
特別会計への一般会計から資金ないし
はインベントリー・ファイナンスが、い
つも政府の非政の穴埋めのために機密
費的に費消されまして、とりくすし的

も繰り返されていることなのです。ですから、この処理に対しまして、あなた方が徹底的に自戒していただかないと、この恩をまた繰り返す、こういう懸念があると思うのです。ですから、この点はよく検討されまして、国民の負担に及ぶということ、国民の負担に

○酒井政府委員 それは全然違いまして、外為会計の金繰りというのは、外貨資金の売買に伴つて必要な借入金は、外為証券を借りるとか、あるいは國庫余裕金を借りるということになりますが、今の焦げつき債権と見合いのとれております貸方側の資金につきましては、これは同時に債権が落ちるのですから、別段借入金をふやすというような必要はなくして、今まで十分運用できるわけでありま

○平岡委員 三十三年度の年間を通じての借り入れのアベレージは、あなたの予算書に計上されてる限り千五百万円、こういうことになってるはずです。そうですね。

○酒井政府委員 大体借入金が千四百億のうち、国庫余裕金が一応二百億計上されております。

よる賠償が、國民に何ら新しい負担を課されないかのごとき印象を与えることが奇怪千万と思うのです。焦つつき債権は、インドネシア、韓國、アルゼンチン、この分を合せまして二億七千万ドルに達しておりますことは、あなたも御承知の通りであります。このためにこそ、昨年の外貨危機に対しまして、IMFから一億三千五百万ドルを借金を負担して、それだけだけいな金利を負担しております。なお日銀からよけいな借金

運命にあつてゐることは遺憾千万なのです。かような措置が、国民の大切な税金の集計であるべき一般会計の予算書の実体を隠しております。こういうことは、われわれは大いに糾弾しなければならぬことだと思っておる。きょうの質問も、政府は自戒してほしい、こういうことを申し上げるための質問なのであります。こういう点に対しまして、大蔵大臣はどうお考えですか。

○平岡委員　あなたの方から発行いたしました予定貸借対照表は二つございります。三十三年三月三十日現在と、予想される三十四年三月三十日現在のものがある。これの貸方を見ますと、資金勘定、借入金の勘定、あるいは積立金、純益の勘定がございます。このうちの三十四年度分を見ますと、

焦げつき債権を棒引きする、その経理処理として二千二百七十四億円から六百三十億円を減資するということは、これはやはり国民に損害を与えるということを、率直に申されております。あなたはそれに対しまして、きわめてあいまいでございました。これは御訂正なさいますか。

しているのでありますから、権引きはこうした負担を恒久化することだ、毎年金利負担を国民にかけるということなのです。私の計算ですから、少しうかがもしえないけれども、現にただいま申した通り、政府は三十三年度の予算で、年間を通じて平均千六百億円の日銀等からの借り入れによる金利八十八

でもって為替の收支をしております。焦げつきがされば、自然この外為会計において焦げつきができる。こういうような焦げつきを過去において生ずるに至ったことについては、私非常に遺憾だと思つております。ただ問題は、それならこの処理につきまして、あくまでこれを相手方に主張して、そ

敵するため、予定ワクにおさまたかのごとく見せかけ、外為会計関係の減資ということで国民の目をくらまさんとしておる、こうしたことであると私どもは考えておるのです。こういうことはないのですか。

○一萬田國務大臣　さようなことは絶対にありません。これは債権処理の並

Digitized by srujanika@gmail.com

通の方程式に従つたわけであります。
○平岡委員 そのくらい無神經である
と、何かわれわれが今論じておること
がどれだけ戒心されるかということ
で、心を寒くするわけであります。そ
のものばかりで申しますと、正誤さる
べきものは、基本的には外為特別会計
ではなくして、一般会計の歳出でなけ
ればならないわけであります。すなわ
ち一般会計歳出に賠償費としてなお約
六百三十億円を加えまして、インドネ
シアの賠償に充てる。同時に、対イン
ドネシア債権はこれをこの際返済して
もらいうこいう意味で、六百三十億円は
送金をしないで、外為特別会計の借方
の従来の焦げつき分に振りかえまし
て、外為特別会計の実質を名目通りに
回復するということ、このことが必要
なのであります。これが正しい処理の
仕方であると私どもは考えておりま
す。こうなれば、従つてもはや資金の
減資を取り行う必要はない。三十一億
五千萬ドルの日本の輸出を現実に行
なつても、それに必要な回資金の手当
は、借金をせぬでも済むということ、
一挙両得と言おうか、一挙三得であり
ます。しかし、そのためには、あなた
方が当然こうむるべき一つの責任、批
判、このことは甘んじて受けなければ
ならぬはずのものであります。という
ことは、一兆三千百二十一億円とい
う一般会計の予算をあなた方が出来
ました。しかし、これは私の論法をもつて
言いますならば、文字通りこの際一切
ふいにしていただき、あらためまして、一兆三千
六百三十億円を加えまして、一兆三千
七百五十五億円といいたしまして、この
膨張予算を国民の前にさらし、その
費否を問うこと。議会にもこれを見

い、国民にもこれを聞うこと、このこ
とが必要なのであります。こういうこ
とを抜きにして、又エ的な措置でやる
ことは、対外的にも初めから成り立た
ない。これは全く政府の対内的な一つ
のゼスチア、予算編成における一つ
の謀略的な措置なんです。こういうこ
とを自滅してもらわなければならぬと
思うのです。こういう話は議論になり
ますが、あなたが内心肯定しておつて
も、今さらはいさようでござりますか
というお立場にならないと思いますの
で、この程度にいたしまして、次は、
アルゼンチンの焦げつき債権の問題に
入りたいと思うのです。先ほどから外
務大臣を呼んでもらつておるのですけ
れども、きょうはどうしても都合がつ
かぬ。こういうことでは、私はこれから
議論を展開するわけには参りません
ので、この問題を含めまして、広範に
わたるべき貿易諸問題につきましての
質問はこの次に譲りたいと思ひます。
結局、あなたから今の問題に対しまし
て御説明とか御回答をいただければ
けつこうですが、もし御回答いただけ
ますならば、承わっておきます。

○正示政府委員 私の先ほどの答えに
ので、この問題を含めまして、広範に
わたるべき貿易諸問題につきましての
質問はこの次に譲りたいと思ひます。
が、この債権は、戦後の両国間の貿易
の残高なんです。だから、それ自体と
して、何で権引きしなければならぬ理
由があるので、御明確にお答え願
います。

○平岡委員 債権の放棄と申します
が、この債権は、戦後の両国間の貿易
の残高なんです。だから、それ自体と
して、何で権引きしなければならぬ理
由があるので、御明確にお答え願
います。

○正示政府委員 私の平岡委員に申し
上げました趣旨は、平和条約の条章に
よりまして、賠償というものが規定さ
れております。この条章の趣旨によつ
て賠償を約したということでございま
す。私も正確な資料を持っています
が、多少正確を欠くものがあるかも
知れませんので、そういう点は
資料を作りました上で……。

○平岡委員 それは明確にしてもらい
たい。私も正確な資料を持っておりま
すが、間違つたらしくから突き合わ
したいのです。

○酒井政府委員 これは外務省を通じ
ましていろいろ御調査を願うこともあ
りますので、御調査に沿つてできるも
のを提出いたします。

○横山委員長 横山利秋君。

○平岡委員 何も関係のないあなたの
が、賠償ではないということが平和条
約の条章の趣旨によつても明らかなる
のであるということを私は申し上げた
ことがあります。この辺でやめてよろしいと思いま
す。私の方は別段あなたから聞くつもり
はありません。これで、一応将来に
質問の権利を保留在しまして、私の
書いておりまして、日本国は、戦争中に
生じさせた損害及び苦痛に対して、連
合国に賠償を支払うことができる、こ
ういうことになつております。これは
御承知の通りでございます。しかもこ
の賠償の支払い方法につきまして、
日本国とアルゼンチンとのオーブ
ン・アカウント設定から債権処理協定
に至るまでの事態の変遷を、年月別に
示していただきたい。たとえば一、兩

同条に規定がありまして、「日本国に
よつて損害を与えられた連合国が希望
するときは、生産、沈船引揚げその他の
作業における日本人の役務を当該連合
国に利用供することによって」云々
というふうな規定がござります。こ
れは平岡委員よく御承知の通りでござ
いまして、これらの条章の趣旨から見
ましても、今回の焦げつき債権は全然
別個のものであるということを、私は
この条章を引用して申し上げたのであ
ります。この点を補足して申し上げて
おきます。

○平岡委員 債権の放棄と申します
が、この債権は、戦後の両国間の貿易
の残高なんです。だから、それ自体と
して、何で権引きしなければならぬ理
由があるので、御明確にお答え願
います。

○正示政府委員 私の平岡委員に申し
上げました趣旨は、平和条約の条章に
よりまして、賠償というものが規定さ
れております。この条章の趣旨によつ
て賠償を約したということでございま
す。私も正確な資料を持っています
が、多少正確を欠くものがあるかも
知れませんので、そういう点は
資料を作りました上で……。

○平岡委員 それは明確にしてもらい
たい。私も正確な資料を持っておりま
すが、間違つたらしくから突き合わ
したいのです。

○酒井政府委員 これは明確にしてもらい
たい。私も正確な資料を持っておりま
すが、間違つたらしくから突き合わ
したい。

○横山委員長 横山利秋君。

○平岡委員 私は、例によつて税制を
中心にして、大臣に十分にお答えを願
いたいと思います。そのため前段
として、大臣のものの考え方を少しお
伺いしておきたいと思います。と申し
ますのは、去年の財政演説と今年の財
政演説というものが非常に違うわけで
す。もちろん去年は池田さんのときで
あります。けれども去年の財政の根本
をなすものの考え方と、今年の考え方
の違いというものを明らかにしなけれ
ばなりません。これを明らかにしてこ
そ、国民の納得と理解が得られると思
うわけであります。たとえば、池田さ
んは、その財政演説でこういふことを
言つてゐる。「このような産業活動及
び国民生活の面における不均衡を是正
しながら、全体として経済力を強化拡
大し、社会保障の充実をはかつていく
ことが、今後における施策の眼目であ
る」とこう言つて、しかもその結語とし
て「ここに提案いたしました予算は、
これまでも健全性を貫いた予算であり
ます。私は、この予算を中軸とする財
政経済諸施策が、健全な基調のもとに
経済の均衡ある発展を積極的に推進し
希望に満ちた明るいわが国の将来を約
束するものであることを確信するもの
であります。」今われわれがこの言葉
を聞きまして、まことに聞くも涙の物
語のような気がするのであります。
(笑声)これを受けて、今度一萬円さん
はこう言つております。「最近の経済
情勢について見ますに、引き締め政
策の浸透に伴い、国内需要は漸次鎮静
し、物価、生産、輸入等、各分野にお
ける経済の調整は次第に進んで参りま
した。このようにして、わが国経済の
行き過ぎが是正されるに従い、国際收
支も相当の改善を示しております。し
かし、私はこの国際収支の改善を一そ
う確実かつ持続的なものとすることが
必要であると考えております。言葉を
かえて申せば、貿易の規模を拡大し、
一旦は失われた外貨を再び増加させる
ような態勢のもとに、わが国の経済を

着実に発展させることが大切であるのです。」こうして結語として「政府は、ここに提案いたしました予算を中軸として、財政経済諸施策を着実に進めて参ることによりまして、国際收支の改善を持続し、わが国経済の均衡ある発展を招来いたしたいと存じます。」

まさにこの二つの経済政策は、雪と墨、月とスッポンといいますか、そのくらいの違いを持つてゐるわけあります。しかもあなたは冒頭に「わが国経済の行き過ぎ」ということを明確に指摘をされているわけあります。一体この二つの違いはどこに原因があるのでしょうか。それをまず承わりたいと思います。

○萬田國務大臣 私は、今お示しになりました二つの見解といいますか、これが基本的に違つたものであるとは考えておりません。むろん経済、特に国際経済にも依存しておる日本の経済といふものは起伏があることは、これは人間個人をとっても、やはり健康のときもあり、それから病氣にかかるときもあるのであります。経済もやはり有機的な作用をいたしておりますから、そういう意味におきまして、基調は同じなんですけれども、ずっと伸び過ぎるときがある。その過ぎたときには、これを抑えるという行方を立て、そして全体としてまた伸びていく。これは何を変つた考へではない、このことをはつきり申し上げておきます。

○横山委員 大臣、それは詭弁もはなはだしいと言わなければなりません。なぜならば、財政演説といふものは、過去を物語り、同時に将来を約束するものであります。従つて池田さんの演説

も、かつまたあなたの演説も、今後の展望を明確に言つておる。たとえば池田さんを見てみましょう。池田さんは、このように、安定期には見られなかつた現象であつて、日本経済の実力が一段と大きくなつたことを示すものであると言ひ、翻つて世界経済を論じて、最近におきます中近東及び東欧の紛争以後も、世界景気の原動力であるアメリカにおきましては、好景気が持続するものと見られており、また、西欧諸国におきましては、好景気が持続するものと見られており、まだ、西欧諸国におきましては、多少の波動はあるにしても、世界の景況は、今後もなお高水準を続けるものと見て差しつかえないと存じます、とこう言つておる。あなたはあなたで、今後の展望について——まああなたが言つたことですから、今ここで言う必要もありませんので、省略いたしますが、要すれば、わが国の輸出

が伸び過ぎるのを抑える政策、その政策も、世間は當時非常にいろいろとおっしゃるならば、私もきょうの論陣については覺悟があります。もしも冒頭からあなたがそういうような、何と云ふべきであるが、その過ぎたときには、これを抑えるという行方を立て、そして全体としてまた伸びていく。これは何を変つた考へではない、このことをはつきり申し上げておきます。

○横山委員 三月まではこの起伏が続いていると、新しい内閣の経済環境は一段ときびしくなることを予期しなければならない云々と、今後の景気の展望を述べておるのであります。私は、

が伸び過ぎるのを抑える政策、その政策も、世間は當時非常にいろいろとおっしゃるならば、私もきょうの論陣については覺悟があります。もしも冒頭からあなたがそういうような、何と云ふべきであるが、その過ぎたときには、これを抑えるという行方を立て、そして全体としてまた伸びていく。これは何を変つた考へではない、このことをはつきり申し上げておきます。

○横山委員 大臣、それは詭弁もはなはだしいと言わなければなりません。なぜならば、財政演説といふものは、過去を物語り、同時に将来を約束するものであります。従つて池田さんの演説を見れば、このように、安定期には見られなかつた現象であつて、日本経済の実力が一段と大きくなつたことを示すものであると言ひ、翻つて世界経済を論じて、最近におきます中近東及び東欧の紛争以後も、世界景気の原動力であるアメリカにおきましては、好景気が持続するものと見られており、まだ、西欧諸国におきましては、好景気が持続するものと見られており、また、西欧諸国におきましては、多少の波動はあるにしても、世界の景況は、今後もなお高水準を続けるものと見て差しつかえないと存じます、とこう言つておる。あなたはあなたで、今後の展望について——まああなたが言つたことですから、今ここで言う必要もありませんので、省略いたしますが、要すれば、わが国の輸出

が伸び過ぎるのを抑える政策、その政策も、世間は當時非常にいろいろとおっしゃるならば、私もきょうの論陣については覺悟があります。もしも冒頭からあなたがそういうような、何と云ふべきであるが、その過ぎたときには、これを抑えるという行方を立て、そして全体としてまた伸びていく。これは何を変つた考へではない、このことをはつきり申し上げておきます。

○横山委員 大臣、それは詭弁もはなはだしいと言わなければなりません。なぜならば、財政演説といふものは、過去を物語り、同時に将来を約束するものであります。従つて池田さんの演説を見れば、このように、安定期には見られなかつた現象であつて、日本経済の実力が一段と大きくなつたことを示すものであると言ひ、翻つて世界経済を論じて、最近におきます中近東及び東欧の紛争以後も、世界景気の原動力であるアメリカにおきましては、好景気が持続するものと見られており、まだ、西欧諸国におきましては、好景気が持続するものと見られており、また、西欧諸国におきましては、多少の波動はあるにしても、世界の景況は、今後もなお高水準を続けるものと見て差しつかえないと存じます、とこう言つておる。あなたはあなたで、今後の展望について——まああなたが言つたことですから、今ここで言う必要もありませんので、省略いたしますが、要すれば、わが国の輸出

が伸び過ぎるのを抑える政策、その政策も、世間は當時非常にいろいろとおっしゃるならば、私もきょうの論陣については覺悟があります。もしも

輓を再び踏まないよう、今回は特に企画序に予算を差し上げまして、内外の景気情勢というものをすみやかに把握する、そういう局も一つ作っていただきで、そうして、ここにできるだけの諸統計の整備もしていただく。もちろんこういうふうなことばかりにたよつておつてもいけないかとも思います。よほど注意を要しますが、今こういうふうに内外の経済は動きつつある。従つてこれに対し、経済を動かしていくいろいろの機関や機能は、これに応するような处置をすみやかに調節的にとれ、こういうふうな行き方をすることによって、経済の行き過ぎといふものはよほど是正されていく、私はかよう考えまして、そういうふうな施策を今進めておるわけであります。幸いにして、今後における経済の状態並びに金融の情勢も、そういう自動調節作用並びにこれらに参与する経営者自身の反省によりまして、十分行き過ぎを犯さないようにすることが可能であるという確信を今持つております。

社会主義の世の中へすぐにいかないと
しても、少くとも經濟の計画性といふ
こと、ないしは貿易の相手を計画性あ
るひずみのないところにこれを求める
ということ、ということは、大臣も今
の言葉の中にうなづかれる点が多いと
思うのであります。

金支払い準備制度と、いろいろなものも導入をする。それから、そういうふうな情勢の推移に応じて、日本の金利体系といふものも、中央銀行から市中銀行を通じて一應の整備をなし得るだろうと考えております。従いまして、日本銀行の公定歩合の上下というものが

る。大臣としては、これに引き継ぎて十分な行政指導を与えていく、というふうな考え方をいたしておりま

○一萬田國務大臣　この公定歩合の卓
ですが、これは、先ほど私は原則的な
議論をしたのであります。今は、日
本の諸君は、河内下兄に従つておる
て、大臣の持つていらっしゃる考え方
を承わつておきたいと思います。

も、たな上げ資金一つがそれであるとは私は考えません。あなたの言うところの将来の調和と機動性について、どういう点を今後検討をなさらうとするのか、どういう点を準備をなさらうとするのか、その点をさらに明らかにしていただきたいと思います。

○一萬田国務大臣 この点は、私はかように考えております。一つは金融面であります。金融面におきまして、今後、私どもの想定によれば、三十三年後度は一億五千万ドルの黒字になる。(言いかえれば貿易が出超を続ける。むろん徐々ではありまするがそれを意図しておる。そうしますと、貿易の出超から金融がゆるむということも当然想定をされます。従いまして、こういうふうな機会に、適当なときに、私は預

党であろうと、いいことはいい、間違いないのですから、そういうふうにしたいと思っております。それは、やはり経済に具体的に計画性を与える。併來、この経済の行き過ぎにしましても、たとえば企業の事業計画といつても必ずしも明確でないのです。それだけの企業はそれぞれの計画を持つておる。一方資金面では、必ずしもこれにマッチしない。こういうこともありますので、企業について計画性を与えて、年度を通じてどういうふうな事業計画を持つておるか明らかにしまして、そうして基幹産業に対する資金の需要というものをまず測定して、これを確保するように、これに応ずるよう資金が動いていく、それには、資金の調整委員会や資金審議会を活躍させ

あります。これは、先ほどちょっとと触
れられたのであります、經濟の計画性
性の中へ、こういう考え方が今あなた
の頭の中にはあつたのであるかどうか
ということを、第一に伺いたいのであ
ります。

第二番目に、やはり今經濟の計画性
という建設で、わが黨の主張に寄られ
たのかどうか知りませんけれども、そ
の意味で、最近新聞で言つていらっしゃ
ることに、財政調査会を新たに設置
したいといふ構想があります。一昨々
日でありますか、予算委員会におい
て、岸総理大臣またこの問題に触れら
れて、この調子ではないかぬ、従つて、
この際一つ税の面なり財政の面なり、
総合的に長期的な計画を立てなければ
いかぬ。これは、予算編成のときの偉

が大事である。たとえばオーバー・ローン、これらはローリングとかオーバー・ローン、これらは、もちろん先に解消しなければならない。そういうものを解消して、幾分整備ができた暁において考えてもいい。そういうことは望ましいことでもない。私はこう思うのであります。

それからもう一つの調査会の点であります。これは、何も今度の予算案成等についてという、そういう小さい考え方からではありません。これは、私はこういう仕事に終戦以来長い間携わっておるのでですが、どうもこの十幾年というものは、何だか戀想はき戀想はぎでものをやつてきた。どうもそういいう感じが強い。そこで、国力も相当になりましたから、この辺で根本にさかのぼつてものを考えて解決していく

輶を再び踏まないようには、今回は特に企画序に予算を差し上げまして、内外の景気情勢というものをすみやかに把握する、そういう局も一つ作っていただきたい、そうして、ここにできるだけの諸統計の整備もしていただく。もちろんこういうふうなことはかりにたよっておつてもいけないかとも思います。よほど注意を要しますが、今こういうふうに内外の経済は動きつつある。従つてこれに対し、経済を動かしていくおるいろいろの機関や機能は、これに対応するような処置をすみやかに調和的にとれ、こういうふうな行き方をすることによって、経済の行き過ぎといふものはよほど是正されていく、私はどうかようにも考えまして、そういうふうな施策を今進めておるわけであります。幸いにしまして、今後における経済の状態並びに金融の情勢も、そういうう自

社会主義の世の中へすぐにいかないと
しても、少くとも経済の計画性ということ、ないしは貿易の相手を計画性あるひずみのないところにこれを求めるということ、ということは、大臣も今思ふの言葉の中にうなずかれる点が多いと思うのであります。

第二番目の点は、あなたのおっしゃるところは、この経済の展望についての調和と機動性の問題であります。今大臣は、それをたな上げ資金の方で結びつけようとしていらっしゃると思うのでありますけれども、少くとも昨年の池田財政の場合にでも、あなたの言うところの調和と機動性の予測が明確であるならば、かかることはあるまいにということは痛感をされるわけであります。今あなたは、この調和と機動性を一つの方針として持っておられるようになりますけれども、たな上げ資金

金支払い準備制度というようなものも導入をする。それから、そういうふうな情勢の推移に応じて、日本の金利体系といふものも、中央銀行から市中銀行を通じて一應の整備をなし得るだらうと考えております。従いまして、日本銀行の公定歩合の上下といふものも、客觀的な経済の情勢に応じて、きわめて適切に機動的に行い得るだらう。これが従来ファンクションしておりません。さらに、むろん公開市場政策も今後どるよう、これは金利体系が秩序を保てれば、市場で十分消化し得る短期証券も発行が可能であります。もう一つは、これはある意味において、社会党の方々の御意見によるところ多、ふつてしません。私は二つ

る。大臣としては、これに引き続いて十分な行政指導を与えていく、こういうふうな考え方をいたしております。

○横山委員 大臣のきわめて示唆に富む、重要な御意見を伺いました。その中で一、二お伺いをしておきたいのは、最近公定歩合の早期引き下げということが新聞の社説なり論壇に出ております。ここに出ておりまることは、「いろいろな批判があるだろう。世界的に不況が深まればこそかえって利下げの必要がある。現に各国民中央銀行はそれぞれ公定歩合引下げの方向を示しているのではないか」「いちばん問題になるのは公定歩合引下げが内需を刺激するかどうかの点であろう。現状からいえば、ここまで沈静化した内需が利下げがあつたからといっていまさら起るまい」とみたいところではある」、こうふうの意見がちらほらうたつたります。

○一萬田国務大臣 この公定歩合の貯蓄ですが、これは、先ほど私は原則的な議論をしたのであります。今は、日本本の経済は、何も不況に陥つておらず、行き過ぎを是正する過程にあると思つておるのでありますから、この過程において、公定歩合を引き下げるといふようなことは考えておりません。これは、やはり過去の経験によつて、大臣の持つていらっしゃる考え方を承わつておきたいと思います。

○一萬田国務大臣 この公定歩合の貯蓄ですが、これは、先ほど私は原則的な議論をしたのであります。今は、日本本の経済は、何も不況に陥つておらず、行き過ぎを是正する過程にあると思つておるのでありますから、この過程において、公定歩合を引き下げるといふようなことは考えておりません。これは、やはり過去の経験によつて、大臣の持つていらっしゃる考え方を承わつておきたいと思います。

かなか理解がむずかしい。これもその通り。これも、私はやはりやらないで

○横山委員 率直に申しますが、一つはならぬことと思っております。そういうふうなことを入れつつ、今度は、たとえば直接税と間接税との関係はどうなっていくか。あるいは間接税においては、内部の間においてどういうふうに均衡を保っていくか。こういうふうな点を一切あげて税制調査会に諮って、専門家の意見を十分聞きまして善処いたしたい、かように考えております。

いて御了承をなさつたし、今後その方
向にやりたいとおっしゃるけれども、
遺憾ながら今日まで大臣がおとこりに
なった税制というものは、それに全く
背反をしておる、私はそう思うのであ
ります。

か、こう考えるが、いかがでありますか。
○萬田國務大臣 大へんありがたく思います。そういう委員会を作るのに、私もやはり法律がいいのじやないかと思います。御趣旨の点十分考えまして、十分検討を加えましてしたいと存ります。

○横山委員 まだ私の質問は中途であ

りますが、明日質問を継続することにいたしまして、一応終ります。

り開会することといたし、これにて散
会いたします。

〔参考〕
昭和三十二年産米穀についての所得
税の臨時特例に関する法律案(内閣
提出第五号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

○横山委員 幸直に申しますが、大臣、気を悪くせぬで聞いてもらいたい。大臣は、税制について今まで、御経験があまりおありにならない。従つて本委員会で質問をいたしまして、も、税の問題になりますと、率直に申し上げれば、大臣は非常に臆病な答弁しかなさらないのであります。けれども、私はこう思うのです。確かに税の専門家がたくさんおるけれども、結局納税者というものはみんなしろうとなんです。そういうとの素朴な感情という

ものが、税制の中へ生がされていかなければならぬのであります。ですか
ら、大臣が税制の種々雑多なことについて御経験や御知識がおありにならな
くとも、大臣の胸奥にある常識という
ものをもとと勇敢にお出しになること
を私は希望をいたします。今日まで大
臣は、自分の御経験が、日銀とか、あ
るいは金融の専門家であるがために、
ともすれば税をその方向に御利用なさ
り、税自体としてお考えにならない、
そういう欠陥があると思うのであります。
私が今申しました、高い、不公平、複雑
国民の声であつて、大臣も今それにつ

いて御了承をなさつたし、今後その方向にやりたいとおっしゃるけれども、遺憾ながら今日まで大臣がおとりになつた税制というものは、それに全く背反をしておる、私はそう思うのであります。

そこで、きょうあなたがその三点について丁寧なさつたのでありますから、今後の問題について少し質問を進めて参りますが、今後の問題として、まず第一に財政調査会なるあなたの構想と、従来あります臨時税制調査会との関連の問題であります。私どもは、かねてから税というような根本的な問題を、何ら法制化せずに、適當な人間を大蔵省のあるいは内閣の諮問機関か知りませんけれども、集めてケース・バイ・ケースで諸問をしておるということを私は指摘しなければならぬ。これは、考え方直してもらわなければいかぬ。去年の千億減税も、まさに国民の重大関心事を、国会の意見も何ら反映しない、法制定もしていないものにやらせる。そうして、續いて根本的にやるのかと思ったら、それと同じようなものにやらして、あなたの方から諸問があつたものだけやるというようなことを、いつまで続けるのでありますか。もしも税制調査会を今後とも統けようとするならば、なぜ法制定をして、こういう構想で今後検討したいということを、われわれの前に提案しないか。もしもそれはやめるならば、あなたの構想の財政調査会で税金を検討するならば、それまたよろしい。この際公正な規正の機関とし、さらに各方面の人材を網羅して、あなたがいうところの根本的な税制改正に一歩踏み出すというならば、その方向にすべきではない

○一萬田國務大臣 大へんありがたく思ひます。そういう委員会を作るのに、私もやはり法律がいいのじやないかと思います。御趣旨の点十分考えまして、十分検討を加えましてしたいと思います。

○横山委員長 まだ私の質問は中途であります、明日質問を継続することにいたしまして、一應終ります。

○足鹿委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明十四日午前十時三十分より開会することといたし、これにて散会いたします。

午後三時五分散会

↓

〔参考〕
昭和三十二年産米穀についての所得
税の臨時特例に関する法律案(内閣
提出第五号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年二月十五日印刷

昭和三十三年二月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局